

Q

自筆証書遺言に添付する財産目録は、
パソコンで作成しても良いのでしょうか？



A

1. 遺言の種類

遺言書には、①公証役場において証人や公証人の立ち合いの下で作成される公正証書遺言、②封印した遺言書の存在のみを公証人に証明してもらうことのできる秘密証書遺言、③全文を自書し、署名・押印するだけで成立する自筆証書遺言の3種類があります。特に自筆証書遺言は、自分1人でいつでも作成できるため、広く一般に利用されています。

2. 自筆証書遺言の問題点

遺言は、作成した人が亡くなってから内容が公開され有効になるものなので、本当に本人が書いたものか、直接確認することはできません。そこで民法では、真に本人が作成したものであることを担保するために、その要件について厳密に定めています。自筆証書遺言は、改正前の相続法では、遺言全文、署名、日付の全てを自ら手書きでする必要があり、財産目録まで自書でしなければ無効となってしまいます。このため、意思判断能力はあるけれども長文の手書きが難しい高齢者等にとって、自筆証書遺言の作成は困難でした。

3. 自筆証書遺言の改正

平成30年7月の相続法改正に、自筆証書遺言の作成要件を改正する項目が盛り込まれました。改正後の相続法は、自筆証書遺言の内容である本文自体は手書きする必要がありますが、財産目録はパソコンで作成した紙面の1枚ずつに署名・押印すれば有効であるとしています。これは、詳細な内容の自筆証書遺言を作成することが容易になる画期的な改正といえるでしょう。この財産目録のパソコンでの作成は、平成31年1月13日の施行日から認められます。

税理士・行政書士・宅地建物取引士

年に一度は 会社の健康診断を!!

健康には、病気の予防と大ごとになる前の早期治療が一番大事。それは会社経営も同じです。中小企業や小規模事業者向けの健康診断といえる「早期経営改善計画策定支援」制度で経営の見直しをご支援しています。

経済産業大臣・財務大臣認定
経営革新等認定支援機関

飯田税理士事務所
(九州北部税理士会所属)

〒847-0816
唐津市新興町52-305
AM9:00~PM5:00
休/土・日・祝日
<http://iida.tknf.com/>

☎0955-72-7010



所長
飯田 隆人